



平成 29 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 河 野 貴 輝
(コード番号：3479 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 部 長 高 木 寛
(TEL. 03-5227-7321)

取締役選任（新任・再任）及び補欠監査役選任議案等に関するお知らせ

当社は、会社法第370条及び定款の定めに従い、平成29年5月15日開催予定の第12回定時株主総会において、下記のとおり「取締役選任」「定款の一部変更」及び「補欠監査役選任」に関する議案を付議することを提案し、本日全役員の承認を得ましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役候補者

河野 貴輝（かわの たかてる） （重任）
中村 幸司（なかむら こうじ） （重任）
辻 晴雄（つじ はるお） （重任・社外取締役候補者）
渡邊 康平（わたなべ こうへい） （重任・社外取締役候補者）
早川 貴之（はやかわ たかゆき） （新任・社外取締役候補者）

※新任取締役候補者の略歴

氏名等	略歴、重要な兼職の状況
はやかわ たかゆき 早川 貴之 (昭和29年2月16日生)	昭和47年 4月 株式会社太陽銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成18年 4月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成21年 5月 銀泉株式会社専務執行役員 平成22年 6月 株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長兼株式会社陽栄代表取締役社長(現任) 平成25年 6月 リケンテクノス株式会社社外監査役 平成28年 6月 リケンテクノス株式会社社外取締役(監査等委員) (現任)

2. 退任予定取締役

府川 太郎 (平成 29 年 5 月 15 日付 任期満了)

3. 定款の一部変更

今後の事業拡大の可能性を踏まえ、事業の目的に一部追加するもの（損害保険代理業に加え生命保険の募集業務を記載）、及び法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任方法及び選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。（新旧対照表は別紙のとおり）

なお、本変更の効力発生日は平成 29 年 5 月 15 日を予定しております。

4. 補欠監査役候補者

府川 太郎（ふかわ たろう）

なお、府川氏は、社外監査役としての補欠監査役候補者であり、社外監査役が欠員となった場合に就任されることとなります。

※補欠監査役候補者の略歴

氏名等	略歴、重要な兼職の状況	
ふかわ たろう 府川 太郎 (昭和19年1月1日生)	昭和42年 4月	株式会社日本相互銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行
	平成 8年 6月	株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行） 取締役融資部長
	平成11年 6月	さくら債権回収サービス株式会社（現SMBC債権回収株式会社）代表取締役社長
	平成18年 4月	株式会社陽栄代表取締役会長
	平成18年 6月	株式会社フレックス非常勤監査役
	平成18年11月	当社監査役
平成19年10月	当社社外取締役（現任）	

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 (目的) (1) ~ (16) (条文省略)</p> <p>(17) 損害保険の代理業</p> <p>(18) ~ (27) (条文省略)</p> <p>第2章~第4章 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条・第31条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第32条 (任期) (条文省略)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>第33条~第45条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) (1) ~ (16) (現行どおり)</p> <p>(17) 損害保険の代理業<u>及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>(18) ~ (27) (現行どおり)</p> <p>第2章~第4章 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条・第31条 (現行どおり)</p> <p><u>第32条 (補欠監査役)</u></p> <p><u>当社は、会社法第329条第3項の定めにより、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第33条 (任期) (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。<u>但し、前条第1項により選任された監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えてはならないものとする。</u></p> <p>第34条~第46条 (現行どおり)</p>